

福竜丸だより

都立・第五福竜丸展示館ニュース



発行
財 第五福竜丸平和協会
〒136 東京都江東区
夢の島3-2
都立第五福竜丸展示館内
電話 03-3521-8494

一九九七年五月・夢の島

田 沼 肇

——平和行進に参加されてお疲れにはなりませんでしたが、夢の島大橋までみなさんと行進をともにして、快い疲れを実感しました。第五福竜丸展示館開設当初、展示館の管理に力を注いでくれた鹿田敏彦さんが、広島までの通し行進者として行進の先頭を歩いていました。頼もしく、楽しそうにみえました。運動参加の楽しさは行動をともにする連帯感を自覚することにあると思います。このことは「一歩でも二歩でも」行進への参加をよびかけて歩きつづける平和行進にたいしての、市民の共感にも示されています。

——この年六月には広島に向けての平和行進も第五福竜丸前から出発しています。以後、第五福竜丸前は平和行進の起点となりました。平和行進の出発集会で「第五福竜丸のエンジン」を夢の島に迎える募金」がよびかけられていましたが……。

——この年六月には広島に向けての平和行進も第五福竜丸前から出発しています。以後、第五福竜丸前は平和行進の起点となりました。平和行進の出発集会で「第五福竜丸のエンジン」を夢の島に迎える募金」がよびかけられていましたが……。

(聞き手 山村茂雄)



久保山愛吉さんの船員手帳などを見る
左から西川一枝さん、半田四郎さん、小塚博さん、西川角市氏夫人。

四月十日、第五福竜丸乗組員の小塚博、半田四郎両氏が、船主だった西川角市氏の夫人、長女の一枝さんと連れだつて来館しました。東京見学のツアーの時間を割いて船に会いにこられたもので白髪の夫人は元気がよく、一枝さんはいまご主人とまぐる漁船「福竜丸」を経営しています。小塚さんが寄贈した釣針りの道具箱、久保山愛吉さんの船員手帳などを見つめ、船の甲板にみんなが入って半田さんから漁の話聞き、なつかしいひとときでした。

広島へ、平和行進
あいついで福竜丸を出航
五月五日、日本山妙法寺の「97平和祈念行脚」が第五福竜丸展示館前で出発の集いをひらき、紫紺の南無妙法蓮華經の旗幟高く、うちわ太鼓を打ち鳴らして広島に向いました。武田上人はじめ行脚の六人の僧侶の紹介、展示館や全国戦災障害者連絡会の杉山千佐子さんの激励をうけ、久保山愛吉記念碑に深々と合掌して出発。
翌五月六日、原水爆禁止世界大会実行委員会の提唱による「97核兵器廃絶国民平和行進・東京―広島出発集会」が展示館前で百回



97核兵器廃絶国民平和行進の出発集会

体六百名余の参加者をえてひらかれ、色とりどりの団旗を潮風に



久保山愛吉記念碑に合掌して出発する
日本山妙法寺の平和祈念行脚

なびかせ出発しました。世界大会実行委員会河井智康運営代表あいつ、日本被団協山本英典事務局次長はじめ各界の激励あいつのあと、通し行進者の紹介と決意表明をうけ、「核兵器のない21世紀を、広島・長崎被爆、核実験被害の実相を世界にひろげよう」などのスローガンを夢の島に響かせました。アメリカが予定する「未臨界核実験」の即時中止を要求する抗議決議も提起されました。
五月七日には、日本生活協同組合がよびかける「97市民平和行進」の出発式が展示館前でひらかれ全国各地の生協の代表、通し行進者ら百名余が集いました。
原水爆のない未来へ、福竜丸に見守られての出航です。



のむぎの若者たちによる平和太鼓

エンジンをも夢の島へ！
五月七日、第五福竜丸のエンジンを引き揚げた杉末広さん、「東京・夢の島へ和歌山県民運動」の尾添仁わかやま市民生協専務理事らが展示館を訪問、運動の現状を交流し今後の方向について話し合いました。

平和太鼓勇壮にひびく
四月二十九日、横浜市の「のむ

三峡ダムを見てきました

服部 学

長年K大学で技術概論の講義をしてきた。その中で巨大開発の自然に及ぼす影響の例として、アラブ連合の工業化を目指してナイル川につくられたアスワン・ハイダムが、自然ばかりでなく漁業や農業にも大きな打撃を与えてしまったことを取り上げてきた。スターリング女史は「アスワンの大愚挙」ときめつけている。

ところでいま中国では長江(揚子江)の本流をせきとめる巨大な三峡ダムの建設が始まっている。ダムの高さ一八〇m、水位の上昇一七〇m、重慶までダム湖の長さ六〇〇km、水力発電一、八〇〇万kw、立ち退き住民一一三万人というのだから、アスワン・ハイダムなんて小さい小さいということになる。これが世紀の大愚挙になるのではないかと心配で、目の黒いうちに一度は見えておきたいと思った。

というのが口実で四月に長江下りのツアー旅行に参加してきた。十一月にせきとめの予定で、ものすごい建設工事が始まっていた。でもたった五日間の旅行で、上陸したわけでもなく、船の上からダムの建設状況を眺めたのはせいぜい三〇分くらいだった。それよりも三峡のすばらしい景観にすっかり圧倒されてしまった。要するに中国の風景の水墨画は完全な写生なのである。

それでも出かける前に少しは勉強しておこうと思つて、「三峡ダム」(築地書館、戴晴編)という厚い本を拾い読みしてみた。原著が公刊されたのは一九八九年二月だったが、編者は天安門事件の直後に逮捕され、この本は「騒乱を煽動した」という理由で発売禁止とされた。しかし香港版、台湾版が発行され、さらにカナダで英語版が出され、日本語訳もできたというわけである。

調査団の報告書および中央委員会への書簡を私なりに理解すれば次のようなことになる。「中国にとってエネルギー、電力は必要である。しかし長江の場合、電力がほんとうに必要なのは下流ではなく、重慶などの上流である。三峡ダムから六〇〇kmも上流まで大電力を送るのは大変なことである。それよりも重慶の上流の多くの支流に小さい発電所をたくさんつくった方が影響が少なくすむと思つた方が影響が少なくすむと思つたというわけである。これは私にもよくわかる。しかし工事はもう始まっている。完成すれば重慶でも水位が一〇m高くなるのだそうである。

ここでこの雑文と第五福竜丸のかかわりが出てくる。第五福竜丸が被曝した後、一九五五年七月にラッセル・アインシュタイン宣言が発表された。この宣言にこたえて、一九五七年七月、カナダの寒村パグウォッシュに世界の十カ国から二二人の科学者が集まり、「科学と国際問題に関する会議」が開かれた。先年ノーベル平和賞を受けたパグウォッシュ科学者会議の始まりである。日本からは湯川秀樹、朝永振一郎、小川岩雄の三先生が出席された。そして中国から出席されたのが周培源先生であった。

船ではたいへんなご馳走で、ビールも飲みほうだいだった。食後に船尾に出ていると、食べ残した中国料理を大きなバケツで何ばいも泥水の長江に捨てていた。岸に町や工場のあるところでは、白い泡が一面に広がっており、プラスチックや空き瓶がプカプカしていた。いかに長江が大きいといつても、三峡ダムができて上がったらどうなるのだろうか。いささか心配になってきた。

(第五福竜丸平和協会理事)

「戦争憲法」から「平和憲法」へ

庄 幸司郎

「平和憲法」と通称される日本国憲法が施行されてから五〇年を迎えた。平和憲法とはよく言ったものである。日本国存立の根本的条件を定めた、他のいかなる法律にも優先するこの最高法規によって、日本は戦後、まさに平和を維持し、他国といかなる干戈も交えることがなかったのだから。

「平和憲法」にくらべると、敗戦まで私たちを支配した、「第一章 天皇/第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」にはじまる「大日本帝国憲法」(旧憲法)は、さしずめ「戦争憲法」といって然るべきだろう。一八八九(明治二二)年二月一日に発布された旧憲法以後の五〇年余、日本は、日清戦争・日露戦争・九・一八「満州」事変・日中戦争・太平洋戦争とひたすら、戦争の連続に明け暮れたのである。その「戦争憲法」のお蔭で、どれだけ多くの他国・自国の民衆が筆舌につくせぬ惨害を被ったかに

ついては、あらためて言うまでもない。ただ、私自身の経験からしても、「戦争憲法」が私の運命をどれだけ支配したことか。旧「満州」(現在の中国北東部)の奉天(現瀋陽)での敗戦、わずか一四歳での家族たちとの難民逃避行、はじめて見る廃墟の日本での飢餓と労働の日々……。私が「平和憲法」という時、ただ単に条文が思いうかぶわけではなく、みずから戦争での具体的な経験が裏打ちされているのである。

考えてみれば、この五〇年間、「平和憲法」は、よくも烈しい風雪に堪え抜いてきたといえる。自衛隊をはじめ、最近の駐留軍用地特別措置法などの法改悪など、違憲の事例は数多い。しかし「平和憲法」は、すくなく屹立しているのである。侵蝕されることなく、違憲という証を歴史に刻みつけているのである。逆に言えば、頻発する違憲とたたかうことによつて、「平和憲法」の存在理由はま

ますます確固たるものになったといえる。

それゆえというべきか、「平和憲法」を目的上の憲法とする「戦争憲法」の亡霊を懐かしむ勢力は、事あるごとに、「平和憲法」はアメリカが押しつけたもので、日本の実情にあったものに改憲すべきだと主張する。その底意は明らかに「第二章 戦争の放棄 第九条」を骨抜きにすることにある。それは「またふたたびの道」への第一歩であり、戦後五〇年の平和と民主主義のすべての成果をドブに投げ捨てることに外ならない。

憲法とは、まず第一に、人間のあべき普遍的原理にたつものだろう。戦争放棄のほか、基本的人権の享有、法の下での平等、思想・信条・結社・言論の自由、男女平等、財産権の保障等々、どこの国、どこの人びとも共通する規範である。これらに誰も反対することはできない。しかしこれらが文字どおり完全に遵守されているかどうかというになると、この日本においても甚だ疑問だ。しかしだからと言って、時には男女平等でないこともあり得るといっただろうか。憲法は、現状とか国情がこ

うだから、それに準拠するといふものではなく、「平和憲法」の条文にもあるとおり、「国民の不断の努力」によって、達成すべき最高の目標なのである。

私が「平和憲法」(前文・第九条)を世界に拡げる会」を主催し、千数百人の人びとと運動をすすめているのも、戦争放棄をはじめとする人類普遍の原理・理想を、自国のみならず他国の人びとと共有したいがためである。「第一章 天皇」などの特殊日本的なものが、どうして他国に理解され、拡がるはずがあるのか。私も「天皇制」には反対である。先日亡くなった埴谷雄高さんは、この天皇条項があるために、「平和憲法」を認めなかったが、それでは、「戦争憲法」からの見事な前進をも否定し兼ねないのである。

時代を逆行させてはならない。第二次世界大戦の惨禍が私たちに教えた教訓は、戦争から平和への移行であつて、その逆ではない。恐らく人類が到達した最も気高い「戦争の放棄」への道を更に二一世紀に向けて歩まねばならない。「平和憲法」(前文・第九条)を世界に拡げる会」(日本事務局代表世話人)